

○みよし市スポーツ大会出場選手激励金交付要綱

平成29年2月1日

みよし市スポーツ大会出場選手激励金交付要綱(平成23年3月31日)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、世界大会又は全国大会(以下「世界大会等」という。)に出場しようとする者に対し、激励金を交付することにより、世界大会等に出場する選手を激励し、スポーツの振興及び青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 世界大会 オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、公益財団法人日本オリンピック委員会において国際総合競技大会として公認されている大会、JOC正加盟団体が派遣する世界選手権大会、公益財団法人日本スポーツ協会加盟の中央競技団体が選手を派遣するアジア選手権大会、日本パラリンピック委員会加盟競技団体が選手を派遣する世界選手権大会又はアジア選手権大会その他これらに準ずる大会として市長が認めるものをいう。
- (2) 全国大会 国民体育大会、全国青年大会体育の部、公益財団法人日本中学校体育連盟が主催する体育大会、公益財団法人全国高等学校体育連盟が主催する体育大会、公益財団法人日本高等学校野球連盟、公益社団法人日本学生陸上競技連合、公益財団法人日本スポーツ協会又はこれに加盟する中央競技団体(所属の中央統括団体を含む。)が主催する日本選手権大会、みよし市が生涯スポーツとして普及活動を実践するレクリエーションスポーツの全国大会、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会又は日本パラリンピック委員会加盟競技団体が主催する日本選手権大会その他これらに準ずる大会として市長が認めるものをいう。

(対象者)

第3条 激励金の交付対象者(以下「激励金対象者」という。)は、本市の住民基本台帳に記録されている者又は市内に所在する学校に通学する者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 県大会、全国大会等からの予選大会により出場資格を得た者又は世界大会等における標準記録を超え、中央競技団体等から予選を免除され世界大会等に出場する者
- (2) 本人及び本人と同一の世帯に属する者が市税等を滞納していない者

(激励金の額等)

第4条 激励金の額は、次に定めるとおりとし、予算の範囲内で交付する。

(1) 世界大会

ア 個人5万円

イ 団体1人当たり5万円

(2) 全国大会

ア 個人1万円

イ 団体1人当たり1万円

2 同一年度内における激励金の交付は、1人当たり10万円を限度とする。この場合において、激励金対象者として個人又は団体のいずれの要件も満たす場合は、激励金対象者として団体が激励金の交付を受けたときは、当該団体の受けた1人当たりの激励金の額を、当該団体に所属する個人の激励金の交付額に含めるものとする。

(交付申請の期日等)

第5条 激励金の交付を受けようとする者(団体の場合はその代表者)は、みよし市スポーツ大会出場選手激励金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、世界大会等開催の前日までに、市長に申請しなければならない。ただし、当該期日までに提出することができないやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りではない。

(1) 予選大会の内容が分かるもの及び予選大会の結果が分かるもの又は中央競技団体等からの推薦状

(2) 世界大会等要項又はプログラム等大会の内容が分かるもの

(3) 出場登録を証する書類(出場選手名簿等)

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定により激励金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ調査を行い、激励金の交付を適当と認めたときは、交付の決定をするものとする。

2 市長は激励金の交付の決定をする場合において、激励金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(決定の通知)

第7条 市長は、激励金の交付の決定をしたときは、速やかにみよし市スポーツ大会出場選手激励金交付決定通知書(様式第2号)により、その内容の決定及びこれに付した条件を激励金の交付の申請をした者に通知しなければならない。

(激励金の請求)

第8条 前条の規定により激励金の交付の決定を受けた者は、みよし市スポーツ大会出場選手激励金請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告の期日等)

第9条 激励金の交付を受けた者は、みよし市スポーツ大会出場選手激励金交付実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、大会終了後15日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、大会の結果等を市長に報告しなければならない。

(1) 賞状の写し又は成績のわかるもの

(2) 団体の場合は、出場選手名簿

(交付決定の取消し及び激励金の返還)

第10条 市長は、激励金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、激励金の交付の決定を取り消し、みよし市スポーツ大会出場選手激励金返還通知書(様式第5号)に返還の理由を記載し、当該激励金を返還させるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により激励金の交付を受けたとき。

(2) 交付決定の際に付した条件に違反したと認めるとき。

(3) 大会を欠場する等激励金の交付の要件に該当しなくなったとき。

(要綱の見直し)

第11条 市長は、この要綱の施行後4年を超えない期間ごとにこの要綱の内容について検討し、必要が生じた場合には見直しを行うものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成30年3月27日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は平成30年3月27日から施行する。

附 則(令和元年6月28日)

この要綱は、令和元年6月28日から施行する。

附 則(令和2年4月1日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和3年3月31日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前のみよし市スポーツ大会出場選手激励金交付要綱の規定に基づいて作成されているみよし市スポーツ大会出場選手激励金交付申請書その他の用紙は、改正後のみよし市スポーツ大会出場選手激励金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和3年8月28日）

- 1 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前のみよし市スポーツ大会出場選手激励金交付要綱の規定に基づいて作成されているみよし市スポーツ大会出場選手激励金請求書の用紙は、改正後のみよし市スポーツ大会出場選手激励金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和4年3月23日）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和4年3月23日から施行する。

附 則（令和4年6月1日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に改正前のみよし市スポーツ大会出場選手激励金交付要綱の規定に基づいて作成されているみよし市スポーツ大会出場選手激励金交付申請書の用紙は、改正後のみよし市スポーツ大会出場選手激励金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和5年3月31日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和5年3月31日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に改正前のみよし市スポーツ大会出場選手激励金交付要綱の規定に基づいて作成されているみよし市スポーツ大会出場選手激励金交付申請書の用紙は、

改正後のみよし市スポーツ大会出場選手激励金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

様式第1号(第5条関係)

みよし市スポーツ大会出場選手激励金交付申請書

年 月 日

みよし市長 様

団体名

所属先 _____

住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____

(No. _____)

次の大会に出場が決まりましたので、みよし市スポーツ大会出場選手激励金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり激励金の交付を申請します。

なお、この申請の審査資料として市税等の納付状況について、市担当職員が確認することを承諾します。

記

1 大会名称

--

2 大会期日、会場

期 日	年 月 日	会 場	
	*実際に試合のある日を記入		

3 出場競技種目

<input type="checkbox"/> 個人競技
<input type="checkbox"/> 団体競技

4 表敬訪問について (する ・ しない)

5 添付書類

- (1) 予選大会の内容が分かるもの及び予選大会の結果が分かるもの又は中央競技団体等からの推薦状
 - (2) 世界大会等要項又はプログラム等大会の内容が分かるもの
 - (3) 出場登録を証する書類 (出場選手名簿等)
- (大会開催の前日までに提出してください。)

この申請書に係る個人情報、みよし市スポーツ大会出場選手激励金交付に関する事務及びみよし市文化の日記念式典の選定資料、報道機関への情報提供資料として使用し、それ以外には使用しません。

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

みよし市長 印

みよし市スポーツ大会出場選手激励金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度みよし市スポーツ大会出場選手
激励金については、みよし市スポーツ大会出場選手激励金交付要綱第6条の規定により、下記
のとおり決定しました。

記

- 1 激励金交付額 金 円
- 2 激励金交付の条件

様式第3号（第8条関係）

みよし市スポーツ大会出場選手激励金請求書

年 月 日

みよし市長 様

団体名

所属先 _____

住 所 _____

フリガナ

氏 名 _____

(Tel. _____)

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けたみよし市スポーツ大会出場選手激励金について、みよし市スポーツ大会出場選手激励金交付要綱第8条の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 交付決定額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀 行 金 庫 信用金庫 農 協	本 店 支 店 支 所 出張所
預金種目	普通 ・ 当座	
口座番号		
(フリガナ) 口座名義	()	
委 任 状		
私（請求者）は、 _____ を代理人と定め、みよし市スポーツ大会出場選手激励金の受領を委任します。		
年 月 日		
請求者氏名		

口座は本人名義の口座をご記入ください。未成年者については保護者の口座でも可としますので、委任状に必要事項を記入してください。

様式第4号(第9条関係)

みよし市スポーツ大会出場選手激励金交付実績報告書

年 月 日

みよし市長 様

団体名

所属先

住 所

氏 名

生年月日

(姓)

みよし市スポーツ大会出場選手激励金交付要綱第9条の規定に基づき、激励金の交付を受けた大会の結果について、下記のとおり報告します。

記

1 大会名称

--

2 大会期日・会場

期 日	年 月 日	会 場	
	*実際に試合のある日を記入		

3 出場競技種目、大会成績

	位 / 人中
--	--------

4 添付書類

- (1) 賞状の写し又は成績のわかるもの
- (2) チームの場合は、出場選手名簿

(大会終了後15日以内に提出してください。)

この申請書に係る個人情報は、みよし市スポーツ大会出場選手激励金交付に関する事務及びみよし市文化の日記念式典の選定資料、報道機関への情報提供資料として使用し、それ以外には使用しません。

様式第5号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

みよし市長 印

みよし市スポーツ大会出場選手激励金返還通知書

年 月 日付 第 号で交付したみよし市スポーツ大会出場選手激励金
については、みよし市スポーツ大会出場選手激励金交付要綱第10条の規定により交付の決定
を取り消したので、下記のとおり返還してください。

記

- 1 請求金額 金 円
- 2 納入期限 年 月 日
- 3 返還理由

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第9条関係)

様式第5号 (第10条関係)